

「民法の一部を改正する法律」は、2020年4月1日に施行され、同日以降に生じた出来事については、原則として新しい民法が適用されます。もっとも、例えば施行日の前に契約を締結していた場合に、その契約についても施行日後は改正後の規定が適用されることになると、当事者の予測に反する事態が生ずるなど、社会に混乱を生ずることになりかねません。

そこで、改正法は、施行日より前に締結された契約や、施行日より前に発生した権利について、改正前の民法の規定が適用される場合があるものとしています。

この資料では、以下のルールについて、どのような場合に新しい民法が適用されるかを説明します。

- 1 施行日より前に締結された契約に適用されるルール（2頁）
- 2 施行日より前に発生した権利の消滅時効期間に関するルール（4頁）
- 3 施行日より前に発生した権利に係る遅延損害金に関するルール（6頁）
- 4 中間利息控除に関するルール（7頁）

## 1 契約に関するルール

### 【原則】

原則として、施行日より前に締結された契約については改正前の民法が適用され、施行日後に締結された契約については改正後の新しい民法が適用されません。

#### 事例1 賃貸借契約及び保証契約

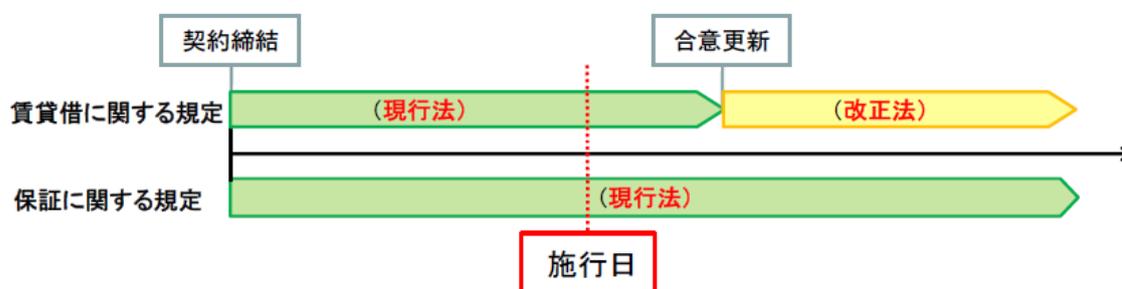
- ① 施行日前の2019年4月、賃貸期間を2年間として、アパートを借りた。これに併せて、借入人の親族が、借入人が賃貸借契約に基づいて負う債務を保証した。
  - ② 施行日後の2021年3月、賃貸期間満了により賃貸借契約が終了したが、敷金の返還をめぐってトラブルになった。
- 施行日より前に賃貸借契約と保証契約の双方が締結されているので、いずれの契約についても改正前の民法が適用されます。敷金について新たに設けられた民法622条の2などの規定は、適用されません。

#### ※ 施行日後に契約が合意更新された場合のルールの適用

施行日後に当事者が合意によって賃貸借契約や保証契約を更新したときは、当事者はその契約に新法が適用されることを予測していると考えられますから、施行日後に新たに契約が締結された場合と同様に、改正後の新しい民法が適用されます。

他方で、施行日前に締結された保証契約が賃貸借契約の更新後に発生する債務も保証する趣旨であり、施行日後も合意更新がされことなく当初の保証契約が継続している場合には、当該保証契約については、施行日後も改正前の民法が適用されます。

#### ・賃貸借契約について合意更新がされ、保証については合意更新がされなかった場合



【例外】（定型約款に関するルール）

定型約款については、施行日より前に契約が締結された場合であっても、原則として、施行日後は改正後の新しい民法が適用されます。

※ ただし、改正前の民法が適用されることを希望する場合には、当事者（解除権を行使することができる者は除く。）は、書面又は電磁的記録によって反対の意思表示をすることができます。反対の意思表示がされた場合には、施行日後も改正前の民法が適用されます。

事例2 定型約款

① 施行日前の2019年4月、英会話学校に入校する際、事業者（英会話学校）が作成した約款を契約内容とすることに合意した。その約款には、契約条件を事業者の都合で変更することができる旨の条項が定められていた。

② 施行日後の2021年4月、事業者が、約款に記載された契約条件を変更すると主張してきたので、変更の有効性を争いたい。

→ 定型約款については、施行日前に締結された契約であっても、施行日後は、原則として改正後の新しい民法が適用されます。そのため、約款の変更は、相手方の一般の利益に適合する場合、又は、変更が契約の目的に反せず、かつ、諸事情を考慮して合理性がある場合に限って許されることとなります。



## 2 権利の消滅時効期間に関するルール

### 【原則】

「施行日前に債権が生じた場合」又は「施行日前に債権発生の原因である法律行為がされた場合」には、その債権の消滅時効期間については、原則として、改正前の民法が適用されます。

上記のいずれにも当たらない場合には、改正後の民法が適用されます。

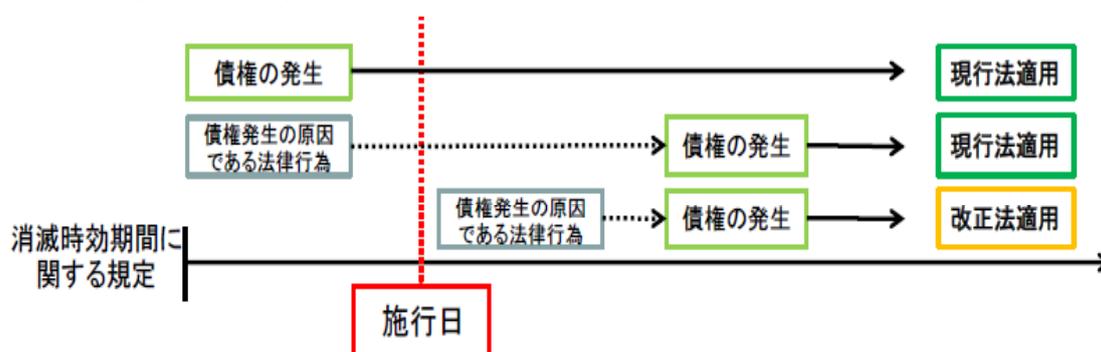
#### 事例3 飲食店での飲食代金債権

- ① 施行日前の2019年8月、飲食店でツケで飲食をした。
  - ② 施行日後の2021年4月、飲食店から飲食代金の支払請求を受けた。
- 施行日前に債権が発生しているため、改正前の民法が適用され、飲食店の飲食代金債権については一年間で消滅時効が完成することとなります(改正前の民法第174条第4号)。

#### 事例4 労災事故(債務不履行に基づく損害賠償請求権)

- ① 施行日前の2019年4月、雇用契約を締結し、勤務を開始した。
  - ② 施行日後の2020年4月、勤務先の企業における安全管理体制が不備であったために勤務中に事故が発生し、傷害を負った。
  - ③ 施行日後の2026年4月、勤務先の企業に対して安全配慮義務違反を理由として損害賠償金の支払を請求した。
- 施行日後に損害賠償請求権が発生していますが、債権発生の原因である法律行為(雇用契約)は施行日前にされていますので、改正前の民法が適用され、「権利を行使することができる時から10年間」で消滅時効が完成することとなります。今回の改正により、権利を行使することができることを知った時から5年間又は権利を行使することができる時から20年間で消滅時効が完成することになりましたが、このルールは適用されません。

※ この事例では身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求をすることも考えられますが、その場合の消滅時効の期間に関するルールの経過措置については5ページをご覧ください。



**【例外】（生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の期間に関するルール）**

生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の期間については、施行日の時点で改正前の民法による不法行為の消滅時効（「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間」）が完成していない場合には、改正後の新しい民法が適用されます。

事例5 交通事故によって負った傷害に関する損害賠償請求権

- ① 施行日前の2019年4月、相手方の不注意による交通事故で傷害を負った。
- ② 施行日後の2023年4月、加害者に対して、上記交通事故によって傷害を負ったことを理由として損害賠償金の支払を請求した。

→ 生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の期間については、施行日の時点で改正前の民法による不法行為の消滅時効が完成していない場合には、改正後の民法が適用されます。

2017年4月1日以降に「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った」場合には、施行日である2020年4月1日の時点で改正前の民法による不法行為の消滅時効が完成していませんので、改正後の新しい民法が適用され、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から5年間又は不法行為の時から20年で消滅時効が完成することとなります。

・ **生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の期間**

被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時点	時効が完成する時点
2017年3月31日以前	知った時から3年（現行法適用）
2017年4月1日以後	知った時から5年（改正法適用）

※ これに加え、現行法・改正法のいずれにおいても、不法行為の時から20年の権利行使期間の制限があります。

### 3 遅延損害金の額に関するルール

施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合の遅延損害金の額は、利率が約定されていない限り、改正前の民法における法定利率によって定められることとなります。

#### 事例6

① 施行日前の2019年4月、相手方の不注意による交通事故で傷害を負った。

② 施行日後の2021年4月、加害者に対して損害賠償金の支払を請求した。

→ 施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合（注）には、遅延損害金の額は、利率が約定されていない限り、改正前の民法における法定利率によって定められることとなります。このため、上の事例では、交通事故の被害者は、損害賠償請求権の元本に対する年5%の割合による遅延損害金の支払を請求することができます。

（注）不法行為に基づく損害賠償請求権については、不法行為があった時に直ちに債務者が遅滞の責任を負うと考えられているため、不法行為が施行日前であるかが遅延損害金の額を決める基準となります。

遅滞の責任を負った時点	遅延損害金率
2020年3月31日以前	年5%（現行法適用）
2020年4月1日以後	遅滞の責任を負った時点の法定利率（改正法適用）

#### 4 中間利息控除に関するルール

施行日前に損害賠償請求権が発生した場合には、中間利息の控除に用いる法定利率については、改正前の民法が適用されます。

##### 事例7

- ① 施行日前の2019年4月、相手方の不注意による交通事故で傷害を負い、重い後遺症が残った。
- ② 施行日後の2021年4月、加害者に対して損害賠償金の支払を請求した。  
→ 施行日前に損害賠償請求権が発生した場合には、中間利息の控除に用いる法定利率については改正前の民法が適用されるため、年5%の割合で中間利息の控除がされます。

損害賠償請求権の発生時点	中間利息控除に用いる利率
2020年3月31日以前	年5%（現行法適用）
2020年4月1日以後	請求権発生時点の法定利率（改正法適用）